



令和元年度 「赤い羽根うなん手のひら募金」 募集要項

1. 目的

「赤い羽根うなん手のひら募金（以下「本事業」という。）」は、雲南市内の支え合う福祉のまちづくりを担う、市内の「がんばる住民福祉活動団体」等が、雲南市共同募金委員会（以下「本会」という。）の支援のもとに、自らが行う活動の趣旨を広く市民に啓発し、市民の理解と共感に基づく募金活動を進めることにより、市民が支える地域福祉活動の振興を図ることを目的に実施します。

※この募金が共同募金会を通じて参加団体の活動資金として助成されます。

2. 参加対象活動の分野

(1) 本事業の対象とする活動は、次のいずれかに該当するものとします。

- ①子育て支援及び児童健全育成に関するもの
- ②高齢者の生活支援及び社会参加の促進に関するもの
- ③障がい者の生活支援及び社会参加の促進に関するもの
- ④その他、地域の課題を解決するためのもの

(2) 次のことは、対象活動から除きます。

- ①営利を目的としたもの
- ②公的制度に基づくもの
- ③活動者の趣味や娯楽の活動であるもの
- ④イベントや行事などの単発的なもの
- ⑤その他、本会会長が適当でないと思えたもの

3. 参加対象団体の要件

本事業に参加する団体は、地域の福祉課題等に取り組むボランティア・市民活動団体等（個人を除く）で、次の要件を満たした団体とします。

- (1) 雲南市内に活動拠点を置き、市内において活動を行っていること
- (2) 単一の地区内に止まらない範囲を対象として活動を行っていること
- (3) 上記「2－(1)」の活動を行うことが主たる目的として結成されていること
- (4) 本事業に積極的に参画し推進すること

◆ボランティア・市民活動団体とは

・ボランティア団体等 ・NPO法人 ・各種福祉団体 など

4. 共同募金運動と期間

1) 募金運動について

①募金運動方法

参加団体は、振込用紙付きチラシなどにより、自らの活動の必要性を訴えながら、主体的に募金運動を行い、寄附者は振込用紙により島根県共同募金会（以下「県共

募」という。)に振り込むものとします。

募金は県共募の口座で受け入れ、参加団体ごとに管理します。

②運動期間

本事業の共同募金運動期間（以下「運動期間」という。）は、令和2年1月1日から令和2年3月31日までとします。

5. 助成事業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。

6. 助成対象経費

上記2-(1)の活動に関わる対象経費は次のとおりとします。

- 謝金 ○旅費交通費 ○消耗品費 ○材料費 ○賃借料 ○印刷費
- 通信運搬費 ○備品購入費 ○保険料 ○燃料費
- その他本会会長が必要と認める経費

※原則、消耗品等は雲南市内の業者で購入して下さい。ただし、雲南市内で購入できないものは、その限りではありません。

7. 助成金

各参加団体への助成金は、募金から①の事務費を控除した額に、②の加算助成金を加え、交付します。

①事務費

事務費は、団体の募金実績額の10%とし、千円未満の端数がある場合は切り捨てます。ただし、当該額が10万円を超える場合は10万円とします。

②加算助成金

加算助成金は、アとイの額を加え、千円未満の端数がある場合は切り捨てます。なお、加算助成金は50万円を上限とします。

ア 50万円以下の募金額の20%

イ 50万円を超える募金額の10%

8. 本事業への参加申込から助成金交付までの流れ

(1) 本事業の参加申込書の提出

募集期間：令和元年7月26日（金）～令和元年8月23日（金）

参加を希望する団体（以下「参加希望団体」という。）は「参加申込書（様式1）」を本会（本所または各支所）に提出してください。

(2) 参加申込内容の審査及び決定通知

審査委員会：令和元年9月中旬予定

提出された申込内容を基に審査委員会を実施します。なお、参加希望団体は、審査委員会に出席し事業内容及び次のポイントを説明していただきます。（新規団体のみ）

◆審査の主なポイント

①企画性・必要性

・時代や地域社会の状況に応じた分野に取り組み、実現性のある活動か。

②発展性・継続性

・助成事業終了後も継続実施されるか。

・今後、その成果の広がり期待できる活動か。また、今後の雲南省の地域づくりにつながる活動か。

③連携・協働性

・自らの団体だけでなく、地域の様々な団体や機関、人との連携や協働が志向された活動か。

④経費の妥当性

・活動の内容に見合った経費見積もりとなっているか。

⑤意欲・熱意

・申請等に意欲や熱意が感じられるか など

通知時期：令和元年 10 月上旬予定

◆審査結果は、全ての参加希望団体に通知します。なお、新規決定団体については、研修会を行います。

(3) 情報交換会

時期：令和元年 12 月頃予定

本事業に参加が決定した団体（以下「参加決定団体」という。）が一堂に会し、本事業の実施に向けて情報交換を行います。なお、情報交換会（上記研修会含）は合計 3 回程度を予定し、運動開始前・期間中及び運動期間終了後に開催します。

(4) 募金運動期間

募金運動期間：令和 2 年 1 月 1 日（水）～令和 2 年 3 月 31 日（火）

参加決定団体は、1 月 1 日から募金運動を開始します。募金方法は、街頭募金や個人依頼等による募金が想定されます。（本会職員と相談しながら実施します）

なお、募金運動に必要な資材を準備しますので有効に活用してください。

◆例：募金箱・ちらし・のぼり旗・赤い羽根など

また、運動期間に募った募金は、県共募が指定する通帳に送金してください。

◆通帳への最終送金日を 3 月 31 日（火）とします。

(5) 助成事業変更申請書の提出

締切：令和 2 年 4 月下旬

募金実績額により、「助成事業変更申請書（様式 3）」を本会（本所または各支所）に提出してください。

※提出された書類は、再度審査委員会において審査します。

(6) 助成事業の決定及び通知

決定通知：令和 2 年 6 月上旬

助成事業変更申請書を基に、運営委員会において助成事業を決定し、「助成事業決定通知書（様式 4）」を各団体に通知します。

(7) 助成金の申請

助成事業の決定通知を受けた団体は、「助成金交付申請書（様式 5）」を本会（本所または各支所）に提出してください。

9. 募金活動準備金

本事業に初めて参加する参加決定団体に限り、募金活動にかかる必要経費について上限 5 千円を本会が負担します。なお、団体から提出された請求書により本会から業者へ直接支払います。

また、対象経費は、上記「6. 助成対象経費」のとおりです。

締切：令和 2 年 1 月末

10. 助成金の返還

本要項に違反したとき及び次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、助成決定を取消し、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を指定事業に使用しないもの
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 助成金に剰余が生じたとき

この助成金は、単年度事業への助成を原則としているため、剰余が生じる場合は県共募に返還しますが、寄付者の思いを尊重し、該当団体が行う翌年度の事業に再助成することとします。なお、助成事業を変更する場合は「助成事業変更申請書【実施事業の変更】（様式 7）」を本会（本所または各支所）に提出してください。

ただし、該当団体が翌年度、本事業に参加しない場合、または助成事業を実施しない場合は、本会の一般募金としての取り扱いとします。

11. 助成事業の実施報告

助成事業完了後 1 か月以内に「助成事業実施報告書（様式 8）」を本会（本所または各支所）に提出してください。

12. 共同募金財源の使途明示

助成事業を実施する上で、雲南市民等に対し、様々な手段を用いて、共同募金を財源とした事業であることを明示してください。

13. 積極的な情報発信

本会及び関係機関は、雲南夢ネット(CATV)等の各種媒体を通じて、雲南市民等に対し、積極的な情報発信を行います。

◆情報発信の予定

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・雲南夢ネット（ニュース・投稿等） | ・本会ホームページ |
| ・各種広報だより | ・ポスター 等 |

14. その他

本事業を推進する上でのお困りごと等は、本会職員にご相談ください。